

各介護サービス事業所・各障がい福祉サービス事業所 管理者 様
(通所・短期入所系, 訪問系)

福岡市保健福祉局高齢者社会部長
福岡市保健福祉局障がい者部長
福岡市保健福祉局健康医療部長

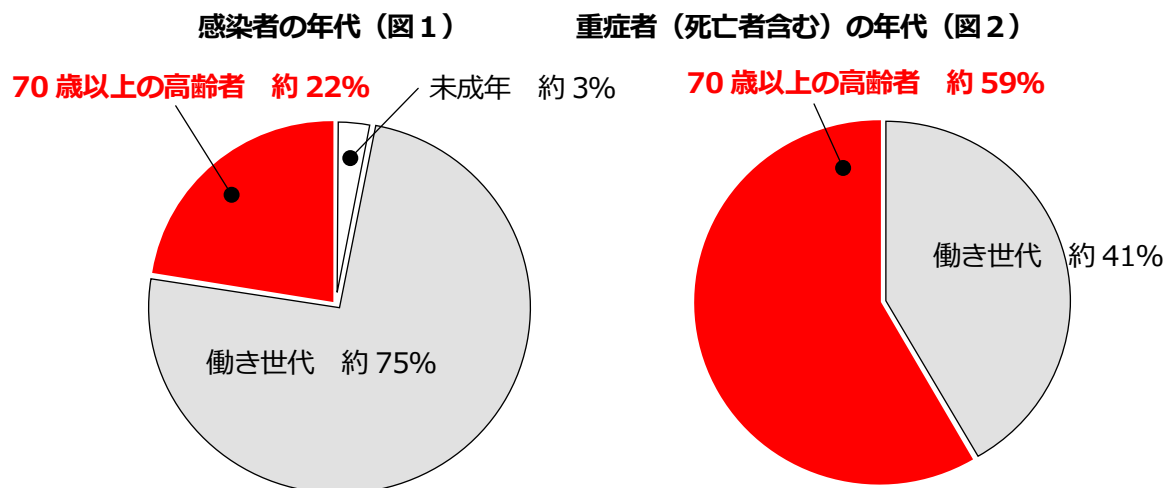
通所・短期入所系及び訪問系サービスの再開時等における感染拡大防止指針について(通知)

新型コロナウイルス感染症につきましては、福岡県内で3月末から4月にかけて感染者が急増しましたが、その後自粛による一定の効果が得られたため、5月14日に緊急事態宣言の解除となるに至りました。しかし、感染が収束したわけではなく、今後の第2波、第3波の到来は確実とされています。

このたび、緊急事態宣言解除後に、通所・短期入所系及び訪問系サービスを再開等されるにあたっての、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止指針を作成しました。

別紙の内容にご留意の上、今後の感染拡大防止対策のさらなる徹底を図られますようお願いいたします。

【参考】



福岡市内の感染者において、70歳以上の高齢者の占める割合は約22% (図1) ですが、同じく市内の重症者 (死亡者を含む) (図2) においては、約59%を占めていることから、70歳以上の高齢者は、新型コロナウイルス感染症の重症化、死亡の高リスク群といえます。

施設でクラスターが発生すると重症化や死亡につながりやすいこと、また感染の収束まで長期間を要することから、新型コロナウイルス感染症を想定した感染拡大防止策および患者の早期発見が非常に重要です。